

2022年4月1日より

DPC対象病院として厚生労働省の認定を受けました

三愛病院では、2022年4月1日より厚生労働省が指定する「包括評価方式（DPC）」という医療制度での請求を実施する病院となり、入院費の計算方法が変更となりました。

【DPC包括支払制度とは】

従来の診療行為ごとに計算する「出来高評価方式」とは異なり、患者さんの病名とその症状・手術や処置の有無・合併症の有無等を基に厚生労働省が定めた1日当たりの定額からなる包括部分（投薬・注射・処置・入院料等）と出来高部分（手術・麻酔・リハビリ・指導料等）を組み合わせて計算する方法です。ただし、すべての入院患者さんに「DPC包括支制度」が適用されるわけではなく、病気の種類等によって従来の「出来高評価方式」で医療費を計算する場合があります。このほか、労災保険、交通事故（自賠償）、自費診療等は従来の出来高評価方式での請求となります。

【出来高評価方式】

従来の
計算方式

入院料
投薬料
注射料
検査料
処置料
画像診断料
手術料
リハビリ料
食事料

個々の診療内容の費用を積み上げて合計する方法です。

【包括評価方式】

新しい
計算方式

包括評価
1日当たりの定額点数
×
入院日数
+
出来高評価
手術料・リハビリ
一部の検査・処置
等

回数・量に関係ない定額分「包括評価分」と、従来どおりの「出来高評価分」を合計する方法です。

DPCに関するQ&A



■Q1. DPCとはどういう意味ですか？

A1. DPCとは「Diagnosis（診断）、Procedure（手術・処置）、Combination（組み合わせ）の略で、「診断群分類」という意味です。診療行為ごとに医療費を算定する従来の計算方法（出来高方式）とは異なり、入院される患者さまの病名、症状、手術などの診療内容に応じて、厚生労働省から定められた1日あたりの医療費からなる定額部分と出来高部分（手術、麻酔、リハビリ、指導料など）を合算する計算方法です。

■Q2. 患者さまが、DPC方式と従来の出来高方式を選ぶことができますか？

A2. DPC方式と出来高方式を選ぶことはできません。厚生労働省の定めにより、DPCの対象となる病名に該当する場合は、出来高方式での計算ができません。あらかじめご了承ください。

■Q3. すべての入院患者さまが「DPC」の対象となりますか？

A3. 基本的に入院される全ての患者さまがDPCの対象となります。ただし、次に該当する患者さまは従来どおり「出来高方式」となります。
・入院後24時間以内に亡くなられた方
・2022年3月31日以前から入院されている方
・自由診療、自賠償保険（交通事故）、労災保険で入院される方等

その他、病名、診療内容により出来高方式となる場合があります。
※外来患者さまにつきましては、従来どおり「出来高方式」で変更はありません。

■Q4. DPCになると入院医療費は高くなりますか？

A4. 従来の出来高方式と比べて高くなることも、安くなることもあります。以前同じ病名で入院されていても、従来の出来高方式と、DPC方式で計算した医療費を単純に比較できない場合がありますのでご了承ください。

■Q5. DPCでは病名によって医療費が変わると聞きました。入院途中で病名や診療内容が変更となった場合はどうなりますか？

A5. DPCは病名と診療内容によって入院医療費が決まる仕組みのため、1入院1病名による治療をもとに医療費が設定されています。そのため、検査結果等により入院の途中で病名が変更になった場合は、入院初日まで遡って医療費の計算をやり直します。月をまたいで入院される場合は、退院時に前月分までの支払額との差額を調整させていただくことがありますのでご了承ください。

■Q6. 入院中に、今回の入院と関連のない他の診療科の受診はできますか？

A6. DPCでは、1入院1病名による治療が原則となるため、緊急性のある場合を除き、今回の入院と関連のない診療科の受診はできません。主治医の判断（緊急性）により退院後の外来受診をお願いすることがあります。

■Q7. 高額療養費制度の取り扱いや、食事療養費、室料差額（個室代）はどうなりますか？

A7. 高額療養費制度の取り扱い、食事療養費、室料差額（個室代）はこれまでと変わりありません。限度額適用認定証等、各種医療証をお持ちの場合は、外来棟1階『入院受付窓口』または各病棟スタッフステーションへ提出をお願いいたします。

■Q8. 入院医療費の請求方法は変わりますか？

A8. 入院医療費の請求が、月1回（月末締め）の定期請求と退院時になります。

■Q9. 入院中に他の医療機関から処方されたお薬が無くなった場合はどうすればいいですか？

A9. 必ずその都度、各病棟スタッフステーションへ申し出てください。入院中に他の医療機関への受診を希望される場合も必ず申し出てください。

■Q10. DPCになると治療や診療方針は変わりますか？

A10. 入院医療費の計算方法が変更になっただけで、治療及び診療方針は変わりありません。当院では入院中の治療として必要と判断される医療行為は従来どおり行ってまいります。

【入院費用について】

厚生労働省より定められた点数表により算定しております。高額療養費制度等を利用いただきますと月の医療費は上限が定められ、ご本人の負担額は今までと変わりません。入院後、病状の経過や治療内容によって、入院当初のDPC分類が変更になった場合は請求額が変わります。このような場合は入院月にさかのぼって再計算を行い差額調整をさせていただきます。

【患者さんへのお願い】

「DPC包括支払制度」では一つの病名に対して入院診療を行うことを前提とした制度であり、緊急を要しない他の疾患の検査や治療については、退院後にお願いすることがありますのでご理解ください。

原則として、当院入院中に他医での診療や投薬を受けていただくことはできません。他医受診を希望される場合は必ず医師又は看護師にご相談ください。

ご質問等ある場合には、入院受付窓口にお問い合わせください。